

保育士産休等代替職員費補助金実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
保育士産休等代替職員費補助金実施要領 第 1 ～ 第 10 （略） 附 則 この要領は、平成 2 9 年 4 月 2 1 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。 （略） <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年度の補助金から適用する。</u>	保育士産休等代替職員費補助金実施要領 第 1 ～ 第 10 （略） 附 則 この要領は、平成 2 9 年 4 月 2 1 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。 （略） _____ _____

(別表)

区分	補助対象経費	補助対象期間	補助基準額	補助金の率又は額
第 3 の 表 の 職 種	・ 産休等代替職員に支払う賃金 又は給与 ・ 保育業務に係る資格保有者に支払う手当	出産による休暇の場合 産休等職員の出産予定日の 8 週間前（多胎妊娠の場合は 1 4 週間前）の日から、出産日の翌日を起算日として 8 週間を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間 傷病による休暇の場合 産休等職員が傷病による休暇を開始した日を起算日として、3 0 日を経過した日から 9 0 日を経過する日までの期間内において、その休暇が継続する期間	1 人 1 日 当 り 単 価 <u>12,286</u> 円 × 勤務日数（1 円未満切り捨て） ※勤務日数は、補助対象期間内で産休等代替職員が実際に勤務した時間数の合計を、常勤職員の 1 日の勤務時間数で除したものとする（小数点第二位以下切り捨て）。	補助対象経費と補助基準額とを比較して少ない方の額に次の補助率を乗じた額 10/10

(別表)

区分	補助対象経費	補助対象期間	補助基準額	補助金の率又は額
第 3 の 表 の 職 種	・ 産休等代替職員に支払う賃金 又は給与 ・ 保育業務に係る資格保有者に支払う手当	出産による休暇の場合 産休等職員の出産予定日の 8 週間前（多胎妊娠の場合は 1 4 週間前）の日から、出産日の翌日を起算日として 8 週間を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間 傷病による休暇の場合 産休等職員が傷病による休暇を開始した日を起算日として、3 0 日を経過した日から 9 0 日を経過する日までの期間内において、その休暇が継続する期間	1 人 1 日 当 り 単 価 <u>11,143</u> 円 × 勤務日数（1 円未満切り捨て） ※勤務日数は、補助対象期間内で産休等代替職員が実際に勤務した時間数の合計を、常勤職員の 1 日の勤務時間数で除したものとする（小数点第二位以下切り捨て）。	補助対象経費と補助基準額とを比較して少ない方の額に次の補助率を乗じた額 10/10